

【資料7】被災者生活再建支援制度対照表

	1998年5月成立・施行	2004年3月改正	2007年11月改正	
対象災害	①災害救助法が滅失住家戸数基準により適用された市町村、②10世帯以上の住宅全壊市町村、③100世帯以上の住宅全壊した都道府県	④左欄の①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊市町村（人口10万人未満）を追加	⑤左欄の①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊市町村（人口10万人未満）を追加 ※2010年9月政令改正により以下を追加 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯の住居全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯の住居全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）	
対象世帯	⑧住宅が全壊、⑨半壊でやむを得ず解体に至った世帯、⑩居住不能な状態が長期間継続している世帯	④大規模半壊世帯を追加（ただし、支援金支給は居住関係経費のみ）	⑥住宅半壊に、住宅の敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯を追加	
支給限度額 および 支給要件	生活再建支援金（家財道具の調達等経費）		居住安定支援制度（200万円）を追加	
	100万円	50万円	再建・新築等 200万円	補修 100万円
	⑦世帯収入500万円以下	⑦世帯収入500万円超800万円以下で世帯主が60歳以上（45歳以上で世帯収入700万円以下を含む）、または要援護世帯	⑦の世帯は限度額まで（左欄とあわせ最高300万円）、⑧の世帯は半額（同最高150万円）。 経費の対象は、解体撤去・整地費、借入金関係経費、家賃等、諸経費であり、住宅本体の建替えや補修は含まれず。 なお、長期避難解除後の移転費等70万円（300万円の限度額の範囲）を追加	賞貸 50万円
			基礎支援金 100万円	加算支援金 200万円
			住宅の被害程度に応じた 全壊 100万円 解体 100万円 長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	住宅の再建方法に応じた 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円 （公営住宅以外）
			左の世帯年収と世帯主年齢の要件は撤廃 および対象経費	
見直し等	附帯決議で「5年」	附帯決議で「4年」	附帯決議で「4年」	
遡及	阪神・淡路大震災には適用せず（附帯決議で同等の措置）	なし	07年に発生した能登半島地震、中越沖地震、台風11号・前線による災害、台風12号災害に適用	

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等「グループ補助金」)

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 商業課
03-3501-1929

資料②

平成30年度一般会計予備費予算額 **401.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 平成30年7月豪雨により特に大きな被害を受けた地域（岡山県、広島県、愛媛県）を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の3/4（うち国が1/2、県が1/4）または1/2（うち国が1/3、県が1/6）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

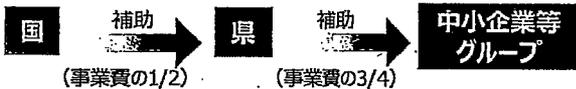
中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費等（資材・工事費、設備調達や移転設置費等を含む）

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）
上記以外（中堅企業等）：1/2（国1/3、県1/6）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。
※平成30年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても適及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

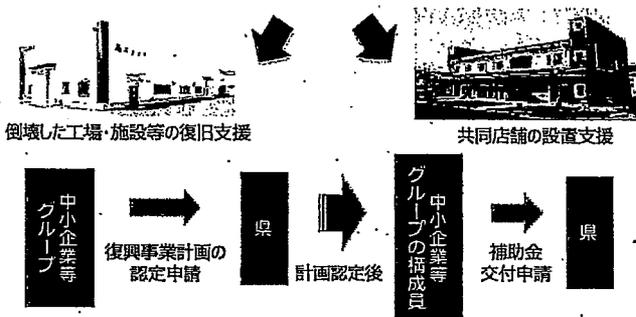
(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。
- 計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業機能への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

平成30年度一般会計予備費予算額 **53.5億円**

事業の内容

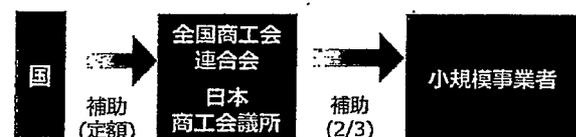
事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業所数で全企業のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 平成30年7月豪雨により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、販路の開拓などに取り組み、事業再建を目指す必要があります。
- そのため、平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む事業再建を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の販路開拓等を支援し、約2,500者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも適及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 小規模事業者の事業再建を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓等に取り組む費用を支援します。

補助対象者：平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

補助上限額：200万円（岡山県・広島県・愛媛県に所在する事業者）
100万円（岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県に所在する事業者）

対象経費：機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

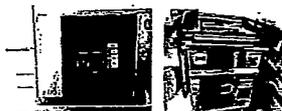
【飲食業の取組】

・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について

(2014年)

平成26年3月3日

農林水産省

※赤字(下線)は今回追加したもの

融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施する。

1 災害関連資金の無利子化

農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化

○ 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請

○ 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請

○ 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

2 農業用ハウス等の再建・修繕への助成

農業用ハウス・棚等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成

(被災農業者向け経営体育成支援事業)

※別紙参照

○ 今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていること、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期するため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするため、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる

・ 再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる

・ 残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる

・ これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる)

・ 撤去については、農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10/10相当)とする

・ 地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助

・ 地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる

○ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能

○ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となるが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能

3 共同利用施設への助成

雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援

(強い農業づくり交付金)

○ 共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加

4 果樹の改植への助成

被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成

(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)

5 被災農業法人等の雇用の維持のための支援

被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成

(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))

6 生産資材の確保への支援

○ 野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成

(大豆・麦等生産体制緊急整備事業)

○ 農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるよう、農業資材メーカー等に逐次情報提供

7 被災した畜産農家の経営安定

被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う

(酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)、養豚経営安定対策事業、等)

●東京都震災予防条例（1971年10月23日条例第121号）

前文

東京は、都市の安全性を欠いたまま都市形成が行なわれたため、その都市構造は地震災害等に対するもろさを内包している。

東京を地震による災害から守るためには、必要な措置を急がなければならない。

いうまでもなく、地震は自然現象であるが、地震による災害の多くは人災であるといえる。したがって、人間の英知と技術と努力により、地震による災害を未然に防止し、被害を最少限にいくとめることができるはずである。

この条例は、その英知と勇気を導くための都民と都の決意の表明であり、都民と都が一体となって東京を地震による災害から守るための合意を示すものである。

注) 石原都政のもと、東京都震災対策条例（2000年12月22日条例第202号）により全部改正され、「予防」は自己責任とされ、行政は危機管理中心の「震災対策」とされた。

vii. AR5 WGIIの用語説明

気候変動

気候変動は、その特性の平均や変動性の変化によって特定される気候の状態の変化のことであり、その変化は長期間、通常は数十年かそれ以上持続する。気候変動は、自然の内部過程あるいは太陽活動周期の変調、火山噴火、そして大気組成や土地利用における絶え間ない人為起源の変化といった外部強制力に起因している可能性がある。

適応

現実の又は予想される気候及びその影響に対する調整の過程。人間システムにおいて、適応は危害を和らげ、又は回避し、もしくは有益な機会を活かそうとする。一部の自然システムにおいては、人間の介入は予想される気候やその影響に対する調整を促進する可能性がある。

ハザード(災害外力)

人命の損失、負傷、その他の健康影響に加え、財産、インフラ、生計、サービス提供、生態系及び環境資源の損害や損失をもたらす。自然又は人間によって引き起こされる物理的事象又は傾向が発生する可能性、あるいは物理的影響。本報告書では、ハザードという用語は通常、気候に関連する物理的事象又は傾向もしくはそれらの物理的影響のことを意味する。

曝露

悪影響を受ける可能性がある場所及び環境の中に、人々、生活、生物種、又は生態系、環境機能、サービス及び資源、インフラ、もしくは経済的、社会的、文化的資産が存在すること。

脆弱性

悪影響を受ける性向あるいは素因。脆弱性は被害への感受性又は影響の受けやすさや、対処し適応する能力の欠如といった様々な概念や要素を包摂している。

リスク

多様な価値が認識されるなか、価値あるものが危機にさらされ、その結果が不確実である場合に、望ましくない結果が生じる可能性があること。リスクは、危険な事象の発生確率・傾向とそれらの事象・傾向が発生した場合の影響の大きさの積として表されることが多い。リスクは脆弱性、曝露及びハザードの相互作用によって生じる。本報告書では、「リスク」という用語は、主に気候変動影響のリスクを指して用いられる。

影響

自然及び人間システムへの影響。本報告書では、「影響」という用語は、主に極端な気象・気候現象及び気候変動が自然及び人間システムに及ぼす影響を指して用いられる。影響は一般的に、気候変動もしくは特定の期間内に起こる危険な気候事象と、それに曝露した社会又はシステムの脆弱性との相互作用に起因する、生命、生計、健康、生態系、経済、社会、文化、サービス、及びインフラへの影響を指す。影響は(望ましくない)結末や結果とも表現される。洪水、干ばつ、及び海面水位上昇のような地球物理学的システムへの気候変動の影響は、物理的影響と呼ばれる影響の一部である。

変革

自然及び人間システムの基本的な特性の変化。SPMにおいて、変革は、貧困の削減を含む持続可能な開発のための適応の促進に向けて、強化され、変更され、又は方向づけられたパラダイム、目標、価値を反映しうる。

レジリエンス(強靱性)

適応、学習及び変革のための能力を維持しつつ、本質的な機能、アイデンティティ及び構造を維持する形で、対応や再編をすることで、危険な事象、傾向、混乱に対処する社会、経済及び環境システムの能力。

発災後の避難所運営への内閣府による応急的な財政支援

例えば、災害により多数の者が生命・身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じているとして、都道府県知事が災害救助法の適用を判断した場合には、内閣府による財政支援。

主に食事に関すること

保健師、栄養士、調理師等、炊き出しスタッフの雇い上げ

炊き出しのための食材、調味料、調理器具の購入、炊事場の確保や簡易調理室の設置(一つの調理先に頼って食材が偏ることがないように注意しましょう)

被災者用の弁当等の購入

主に衛生及び暑さ対策に関すること

被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設洗濯場(洗濯機、乾燥機)、仮設トイレ、授乳室

仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設への送迎と入浴料の支払い

暑さ対策としてエアコン、扇風機等のレンタル(できない場合は購入)、氷柱や氷の購入

主に生活環境の整備に関すること

緩衝材としての畳、カーペットのレンタル(できない場合は購入)、プライバシー保護のため等の間仕切り設備、環境整備のためのダンボールベッド等の購入

避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル(できない場合は購入)

被災者(個人を特定しない)のための毛布・タオル・下着等・歯ブラシ・消毒液・ハンドソープ・市販薬、携帯電話の充電器などの購入

主に避難所の設備に関すること

障害者、高齢者等のためのスロープの仮設置

情報収集等のためのテレビ、ラジオ等のレンタル(できない場合は購入)

T
K
B

(出典:内閣府 平成30年度災害救助法等担当者全国会議・配布資料)

“災害時の避難所には「TKB」” 学会が提言 (2018年12月9日 NHK)

“災害時の避難所に「TKB」が必要だ”。こうした提言を専門家の学会がまとめました。「トイレ・キッチン・ベッド」の略で、災害関連死を防ぐために避難所の環境改善を進める必要を訴えています。

医師や災害の専門家で作る避難所・避難生活学会は9日、千葉県松戸市でシンポジウムを開き、国や自治体などに対して、避難所の環境の抜本的な改善を求める提言をまとめました。

近年、災害時の避難生活による体調の悪化などで亡くなる「災害関連死」が問題になっていますが、提言では、関連死の主な原因は、不便で不潔なトイレや冷たい食事、床での雑魚寝などといった避難所の環境にあるとしています。

こうした状況を改善するため、避難所では快適で十分な数のトイレや温かい食事、それに簡易ベッドを提供することを標準とすべきで、そのためにはトイレ・キッチン・ベッド＝「TKB」の準備をふだんから進める必要があるとしています。

避難所・避難生活学会の会長で新潟大学の榛沢和彦医師は「避難所の生活をできるだけ日常生活に近づけることが被災者の健康の維持になる。災害関連死を減らすために『TKB』の改善が欠かせない」と話していました。

避難所の「TKB」の現状 必要なことは？

避難所・避難生活学会が改善が必要だとする「TKB」。現状と目指すべき方向について次のように説明しています。

【T=トイレ】

避難所でトイレの数が不足していたり汚かったりすると、水や食事を控える人が増えるということです。

これが健康上のリスクを高めることにつながるため、快適で十分な数のトイレを導入することが欠かせません。

【K=キッチン】

避難所では、衛生上の問題からパンやお握り、弁当など、冷たくて栄養の偏った食事が出るが多くなります。

被災者が体調を崩すほか、精神的な負担につながるということです。このため、キッチン・台所を利用して温かく、栄養のとれる食事を出すことが必要だとしています。

【B=ベッド】

避難所では、段ボールベッドなどの簡易的なベッドが一部で使われ始めています。

ベッドを使えば、寝ているときに床から舞うほこりを吸い込みにくいため衛生的な環境を保てるほか、床から伝わる冷たさを防いだり、いす代わりに腰掛けて使えたりする利点もあります。… □

197-衆-本会議-3号 平成30年10月30日

○志位和夫君 …… この間、多くの自然災害が起こりました。災害からの生活再建にかかわって、緊急、切実な二つの問題について伺います。

一つは、災害救助法に基づく応急修理制度による支援を受けると仮設住宅への入居ができないという事態が起こっていることです。

熊本地震で大損害を受けた熊本県益城町では、五百に及ぶ被災世帯が、大規模半壊した自宅や倉庫、ビニールハウスなどで暮らすことを強いられています。こうした矛盾は、七月の西日本豪雨災害の被災地でも顕在化しています。このような二者択一の押しつけをやめて、安心できる住まいを緊急に確保する責任を果たすべきです。

二つ目は、東日本大震災から七年半が経過してもなお、政府が把握している範囲でも五万七千人もの被災者が、みずからの住まいを確保することができないまま避難生活を続けていることです。

長期にわたって応急仮設住宅などでの厳しい生活を強いられている現状を、総理はどう思われますか。その原因は何だと考えますか。

私は、その原因の一つが、自力だけでは住宅再建ができないことにあることは明瞭だと考えます。被災者生活再建支援法を改正し、全壊の支援額を三百万円から五百万円に引き上げるとともに、全国知事会も求めているように、支援対象を半壊、一部損壊にも広げるべきであります。総理の見解を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) …… 災害救助法による住宅の応急修理と応急仮設住宅の併給についてお尋ねがありました。

災害救助法による住宅の応急修理は、応急的な修理によりもとの住家に引き続き住むことを目的とし、その破損箇所を修理する制度です。他方、応急仮設住宅の供与は、住宅を一時的に失った方に仮の住まいとして提供されるものであります。

住宅の応急修理の支援を受け、もとの住宅に住める方にはそこに住んでいただき、応急仮設住宅にはもとの住家に住めない方に入居していただくという制度になっておりますが、例えば応急修理に時間がかかる場合には、二次避難所としてホテルや旅館などを利用するなど、被災者個々の事情に応じた対応をとることとしております。

いずれにせよ、被災者の方々に一日も早く安心して暮らせる生活に戻っていただけるよう、政府としてきめ細やかに万全を尽くしてまいります。

東日本大震災における住宅再建についてお尋ねがありました。

未曾有の大災害であった東日本大震災による避難者数は、当初の四十七万人から五万七千人に減少しましたが、いまだ多くの方が仮設住宅生活を送っておられ、その解消に向けた住宅の確保など、きめ細かな支援に全力を尽くす必要があります。

災害公営住宅や宅地の整備は、今年度末までにほぼ完了する予定であり、特に岩手県、宮城県においては、復興・創生期間中に仮設生活の解消を目指してまいります。福島県においても、住民の意向を個別に確認し、恒久住宅への移行を丁寧に進めてまいります。

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により、最大三百万円の支援金を支給するものであります。

このような制度の趣旨からすれば、支給対象の拡大や支給額の引上げについては、国や都道府県の財政負担等の課題があり、慎重に検討すべきものと考えております。

他方、住宅に半壊や一部損壊の被害を受けた方に対しても、ケースによって災害救助法等による支援のスキームが適用される場所であり、引き続き、被災自治体と一体となって被災者の方々へのきめ細やかな支援策を講じてまいります。

197-参-本会議-3号 平成30年10月31日

○山下芳生君 …この間、大阪北部地震、西日本豪雨、台風二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が連続しました。亡くなられた方、被災されたの方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

災害から国民の命と財産を守ることは政治の要です。その立場から二点提案します。

一つは、被災者の住宅となりわいをどう再建するかです。

東日本大震災では、いまだに五万七千人もの被災者が避難生活を強いられています。七年半もたつのに、なぜ住宅の再建ができないのか。インフラの点検だけでなく、被災者の住宅となりわいの再建に関わる問題点の把握こそ緊急に行うべきです。被災者生活再建支援法の支援金を五百万円に引き上げ、支援対象を半壊や一部損壊に拡大することも決断すべきです。

もう一つは、被害を拡大させず、命を守るための防災対策です。

大阪で九歳の児童らが犠牲となったブロック塀の倒壊も、倉敷市真備町で高齢者の多くが自宅一階で溺死した堤防の決壊も、その危険が早くから予測されていたにもかかわらず、危険を最小化する対策が取られてこなかったことが共通しています。何が原因なのか、どうすれば命を守り抜くことができるのか。底をついた検証を行い、防災対策の在り方を転換することが必要です。

以上二点、総理の答弁を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) …被災者の住宅となりわいの再建等についてお尋ねがありました。

東日本大震災による避難者数は五万六千人に減少しましたが、いまだ多くの方が仮設住宅での不便な生活を強いられています。また、平成三十年七月豪雨や北海道胆振東部地震など、本年も多くの災害が生じており、これらの災害の被災者の方々が一日も早く安心できる生活を取り戻せるよう、被災自治体と連携して、地域の課題やニーズの把握に努め、被災者に寄り添いながら、住宅・生活再建に向けた支援やなりわいの再建に向け、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により支援金を支給するものです。このような制度の趣旨からすれば、支給対象の拡大や支給額の引上げについては、国や都道府県の財政負担等の課題があり、慎重に検討すべきものと考えます。

ブロック塀等については、過去の地震による被害を踏まえ基準を強化していますが、現行基準に適合しない古いものであることから、安全点検のチェックポイントを公表し周知するとともに、避難路に面するものについては、耐震診断の義務付けや撤去費用等に対する支援を検討しているところです。

また、平成三十年七月豪雨では、小田川等がバックウォーター現象等に伴う越水等により堤防決壊し、尊い命が失われるなどの甚大な被害が生じました。今回の被害を踏まえて、抜本的な治水対策を進めるため、事業を集中的に実施し、再度の災害を防止することとしています。

今回の一連の災害で生じた被害の状況や地域ごとの復旧復興の進捗等に応じて必要な財政措置を講ずるため、平成三十年度補正予算案に九千三百五十六億円を計上しているところであり、早期の成立の御理解と御協力をお願いいたします。

被災地の皆様の命を守り、安心を確保できるよう、引き続き検証を行い、防災対策をしっかりと進めてまいります。

197-衆-災害対策特別委員会-3号 平成30年12月06日

○田村(貴)委員 … 被災者生活再建支援法というのは、災害のたびに被災者や被災自治体からその改善を求められてまいりました。十一月九日に、全国知事会が被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言を出しました。お手元に資料をお配りしています。一枚目であります。「被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。」四項目、大きく述べられています。… この全国知事会の提言を受けて、内閣府としては実務的にはどういう対応をされていくのでしょうか。

○海堀政府参考人 … 先生御指摘の被災者生活再建支援制度でございますが、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害が発生した場合、全壊や大規模半壊などの重大な被害を受けた世帯に対して、全都道府県の相互扶助と国の財政支援により支援金を支給するものでございます。

先月、全国知事会から、この制度について、支給対象の半壊までの拡大、基金の追加拠出に当たっての財政措置等について御提言をいただいたところでございます。

支給対象の半壊までの拡大や適用地域の拡大等については、過去の災害の被災者との公平性や、国、都道府県の財政負担等の課題もありますが、全国知事会との間で、提言の趣旨や考え方を伺うとともに、現在、意見交換を行っているところでございます。

○山本国务大臣 被災者生活再建支援制度というのは、これは御案内のとおり、一定の規模以上の自然災害が発生した場合に、都道府県との相互扶助及び国による財政支援により支援金を支給するというようなものでございまして、この規模に達した場合と達しない場合とで若干差が出てくるというのも悩ましいところでございます。

しかしながら、その規模に達しない場合でも、地方公共団体の判断で、必要に応じて支援を行うということが出来るわけでございまして、そういった観点から、例えば、都道府県が条例で支援法と同様の支援を行えば、支給額の二分の一を特別交付税で措置するというふうにしているところももう既に十八府県数えているところがございますから、そういった意味において、国と地方公共団体、適切な役割分担のもとに、被災者の生活再建を支援してまいりたい。

今現在、海堀さんもおっしゃったように、国とそれから自治体、知事会議とでしっかりと議論を進めている最中でございますので、そのことをしっかり重く受けとめていきたいというふうに思っております。 □

被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、適用が開始された平成11年から今年で20年目を迎える。概ね現行制度となった平成19年以降、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、今年も平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。

発生後8年目を迎える東日本大震災では、依然5万7千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災3県で7千戸、熊本地震により被災した熊本県で1万1千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。

また、被災者生活再建支援基金は、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、来年度末に基金残高が200億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。

その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じること。
- 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
- 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

平成30年11月9日

全国知事会

住宅再建経費と住宅再建関連経費の補助金上限額について

□ 補助金額

＜算定式＞ 補助金額 = A + B (補助限度額を上限)

A : 「住宅再建経費」 × 1 / 3 - 「支援法の支援金」
 ・ 計算した A の額が 50 万円 (賃借は 25 万円) 未満の場合、
 50 万円 (賃借は 25 万円) を上限に実費額。

B : 「住宅再建関連経費」 (5 万円を限度)

【支援法適用地域】

被害区分	被災住宅の 再建方法	支援法支援金 (国)	補助限度額 (府)	合 計 (国+府)
全壊	建替え・購入	300万円	150万円	450万円
	補修	200万円	100万円	300万円
	賃借	150万円	75万円	225万円
大規模半壊	建替え・購入	250万円	100万円	350万円
	補修	150万円	60万円	210万円
	賃借	100万円	40万円	140万円
半壊	建替え・購入・補修	—	150万円	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	—	50万円	50万円

【支援法が適用されていない地域】

被害区分	被災住宅の 再建方法	支援法支援金 (国)	補助限度額 (府)	合 計 (国+府)
全壊	建替え・購入	—	300万円	300万円
	補修	—	200万円	200万円
	賃借	—	150万円	150万円
大規模半壊	建替え・購入	—	250万円	250万円
	補修	—	150万円	150万円
	賃借	—	100万円	100万円
半壊	建替え・購入・補修	—	150万円	150万円
一部破損・床上浸水	建替え・購入・補修	—	50万円	50万円

京都府建設交通部住宅課

〒602-8570京都市上京区下立売通新町西入る
 TEL075-414-5358 FAX075-414-5359